第八条の次に次の一条を加える。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第九条　センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第七条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における当該項目の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における年度目標及び事業計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該項目の実施状況についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（事業計画に関する経過措置）

第二条　この省令の施行日を含む事業年度の事業計画に係るこの省令による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第五条の規定の適用については、「当該事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

（業務実績等報告書に関する経過措置）

第三条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十一条第三項の規定により適用される独立行政法人通則法第三十五条の十一第一項の規定により平成二十六年度の業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新省令第八条第一項の規定の適用については、同項中「事業計画に」とあるのは「平成二十六年度の年度計画に」と、「通則法第三十五条の九第二項第一号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この項において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「年度目標及び事業計画」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画及び平成二十六年度の年度計画」と、「最近五年間」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期目標の期間における毎年度」と、「通則法第三十五条の九第二項各号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで」とする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書に関する経過措置）

第四条　センターに係る独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十一条第四項において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標及び中期計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる当該項目が旧法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。ただし、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　センターに係る独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十一条第四項において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十五条の十一第四項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（事業報告書に関する経過措置）

第五条　新省令第十五条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○農林水産省令第二十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人種苗管理センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人種苗管理センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人種苗管理センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人種苗管理センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第六条及び第七条を削る。

第五条第一項中「センターに係る通則法第三十一条第一項の」を削り、同条を第七条とする。

第四条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「開始」の下に「の日の」を加え、「（センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく）」を削り、同条を第五条とする。

第二条第一号中「独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　センターに係る通則法第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　センターの役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者